

鳥取県告示第 926 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大谷川右支川（Ⅰ－1－3－38－25）、大谷川左支川（Ⅰ－1－3－38－37）、中祖谷川（Ⅰ－1－3－38－28）、ショウブ谷川（Ⅰ－1－3－38－29）、宮の谷川（Ⅰ－1－3－38－30）、竜王谷川（Ⅰ－1－3－38－33）、久連支川（Ⅱ－1－3－38－10）、寺谷川（Ⅱ－1－3－38－14）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

洲河崎地区（Ⅰ－1029）、洲河崎 2 地区（Ⅰ－1189）、久連地区（Ⅰ－1519）、久連 2 地区（Ⅰ－1520）、久連 3 地区（Ⅰ－1521）、久連 4 地区（Ⅰ－1522）、久連 5 地区（Ⅰ－1523）、久連 6 地区（Ⅱ－3510）、久連 7 地区（Ⅱ－3511）、下安井地区（Ⅱ－3512）、下安井 2 地区（Ⅱ－3513）、洲河崎 3 地区（Ⅱ－3514）、洲河崎 4 地区（Ⅱ－3518）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）